

長久手市

第2次障害者基本計画に基づく

第3期障害福祉計画

【計画案】

平成24年 1月

長久手市 福祉課

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定方法.....	4
(1) 計画策定の流れ.....	4
(2) 第3期障害福祉計画策定委員会.....	4
第2章 計画の基本的考え方.....	5
1 国の動向.....	5
(1) 障害者自立支援法の改正概要.....	5
2 本計画の方向性.....	6
(1) 基本理念.....	6
(2) 基本的方向性.....	6
第3章 障がいのある人の現状.....	7
1 長久手市の障がいのある人の状況.....	7
(1) 長久手市の人口の推移.....	7
(2) 障がいのある人の推移.....	8
(3) 特別支援学級・学校の推移.....	11
(4) 特別支援学校（高等部）卒業後の進路.....	12
2 アンケートからみた障がいのある人の状況.....	13
(1) 調査の目的.....	13
(2) 調査の方法と配布・回収.....	13
(3) 調査の結果について（抜粋）.....	13
3 ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況.....	18
(1) 調査の実施.....	18
(2) 面談実施.....	18
(3) 団体ヒアリングの結果について.....	18
4 長久手市の課題.....	20
第4章 サービス見込量と確保の方策.....	22
1 計画の数値目標.....	22
(1) 国の指針.....	22

(2) 長久手市の目標値.....	23
2 障害福祉サービス.....	24
(1) 障害福祉サービスの体系図.....	24
(2) 自立支援給付の見込みと確保の方策.....	25
(3) 地域生活支援事業の見込みと確保の方策.....	32
第5章 計画の推進体制.....	38
1 障害福祉計画の推進.....	38
(1) 推進体制.....	38
(2) 評価体制.....	38
(3) 連携と協力の確保.....	38
(4) 市民参加の促進.....	38
(5) 情報提供について.....	38

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が全面施行され、障害福祉サービスが支援費制度から自立支援給付へと移行して5年が経過する中、本市はこれまで平成 20 年3月に「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画（平成18年3月制定）」を策定し、制度変更にとまなうサービス体系への円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。

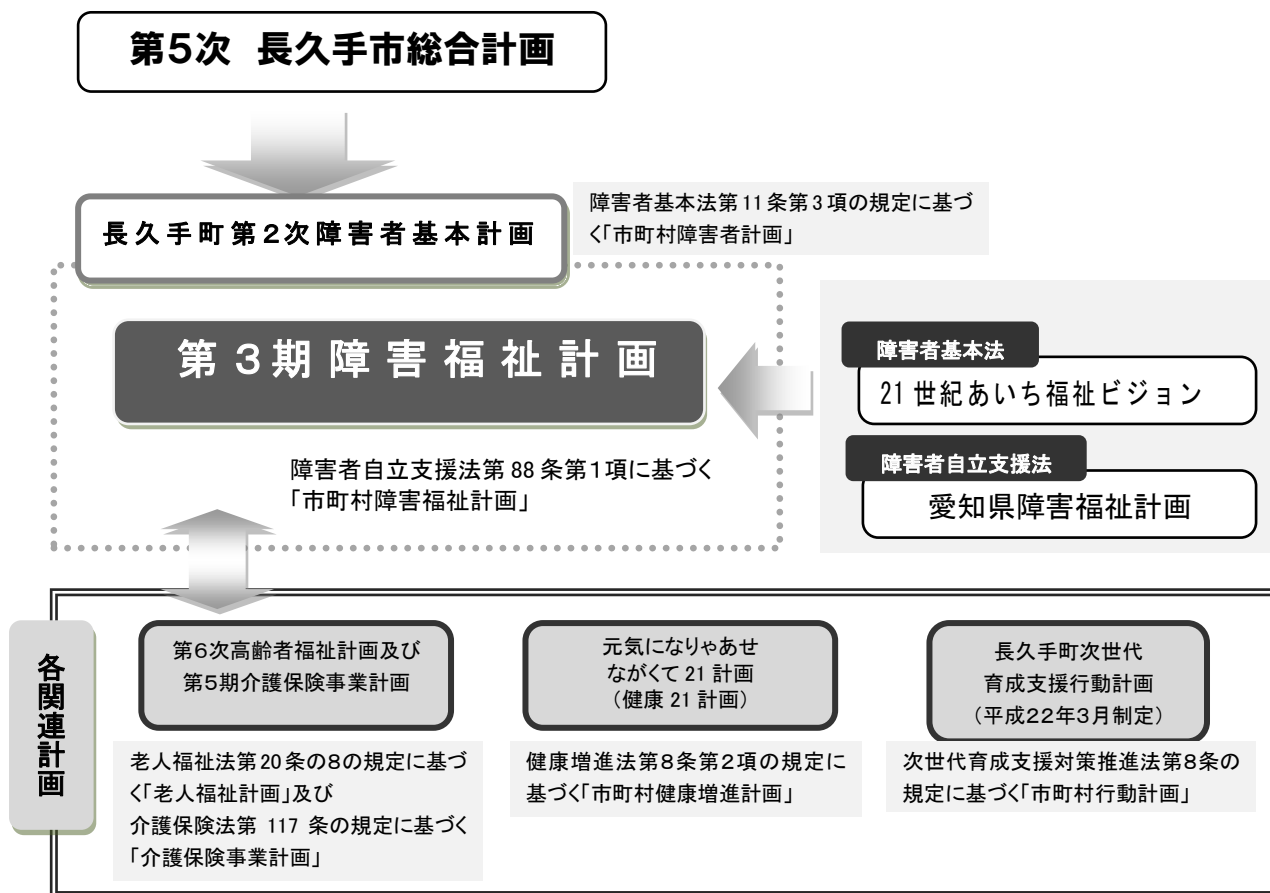
この間、障害者自立支援法については、これまで障がい種別に分かれていた各種サービスの一元化や就労支援の抜本的強化などがなされた反面、支援費制度の応能負担からサービスの利用量に応じた1割の利用者負担を求める応益負担へと変更されたことにより、全国的な議論が起これ、制度開始以降、様々な負担軽減策が実施されてきました。しかし、この法律に対する課題や問題は払拭できず、障害者自立支援法は平成 25 年 8 月までに廃止することが決定され、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法」（仮称）制定までのつなぎ法案として障害者自立支援法が改正され、応能負担への変更や発達障害も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われました。

障害福祉サービスでは負担軽減策の導入などを背景に、障がいのある人のサービス利用は着実に増加しており、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、切れ目のない総合的・計画的な福祉サービスを充実させていくため、需要に応じたサービス提供基盤の整備を進めます。国の動向や、本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況を踏まえ、平成 26 年度までの目標及び各サービス事業量を明らかにした「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、策定が義務づけられた計画です。今後、障害者自立支援法に基づき本市が進めていく障害福祉サービス等の目標量と方向性、地域生活支援事業の実施事業とその見込みを定めたものです。そのため、本計画は「長久手市第 2 次障害者基本計画に基づく第 3 期障害福祉計画」として、障害福祉サービス分野の実施計画として位置づけられるものです。

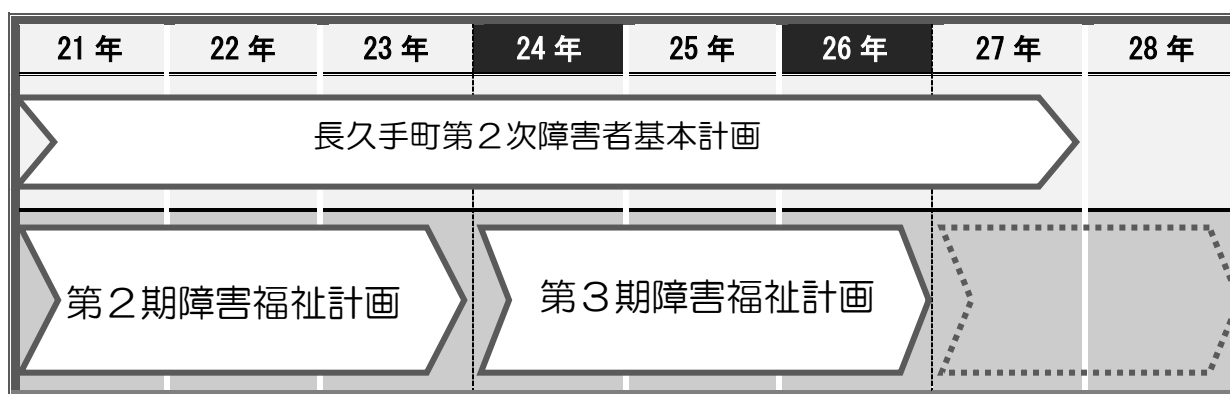
また、この計画は厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定します。



3 計画期間

本計画は、3年を1期とし、平成24年度から26年度を第3期計画期間とします。

また現在、国では平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止し、新たに「障害者総合福祉法」(仮称)制定に向けた動きが進められています。そのため、今後、国の動向にともない計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行います。

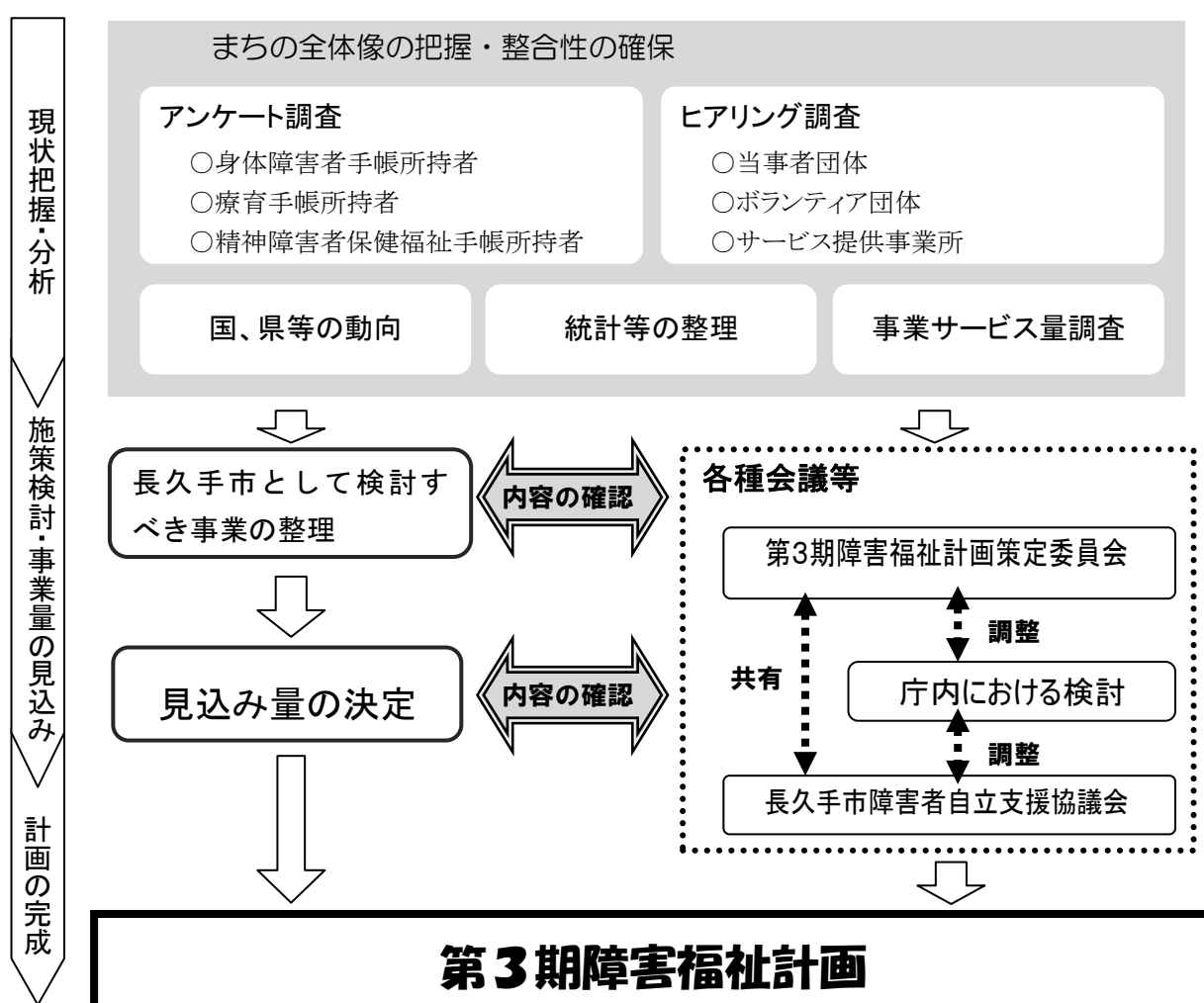


4 計画の策定方法

(1) 計画策定の流れ

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するための意識調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人とゆかりのある方々や団体について意見の募集やヒアリングを行い、本市における事業量について検討を行いました。

策定委員会には、障がいのある人と関わりのある組織・団体・事業所より委員に加わっていただき、施策ならびに事業量の検討をおこない、計画策定を進めました。



(2) 第3期障害福祉計画策定委員会

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がいのある人をはじめ、幅広い関係者の意見を反映するため、福祉関係者及び医療関係者などを委員とする「第3期障害福祉計画策定委員会」において審議し策定を行いました。

第2章 計画の基本的考え方

1 国の動向

(1) 障害者自立支援法の改正概要

国では、平成 22 年 12 月に「障害者総合福祉法」(仮称) 制定までのつなぎ法案として、障害者自立支援法を改正されました。主な内容は次の通りです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律の概要 (平成 22 年 12 月)

- ① 利用者負担の見直し (平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行)
⇒利用者負担について、応能負担を原則に
⇒障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ② 障がい者の範囲及び障害程度区分の見直し (公布日施行)
⇒発達障害Sが障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ③ 相談支援の充実 (平成 24 年 4 月 1 日施行)
⇒相談支援体制の強化 (市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
⇒支給決定プロセスの見直し (サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ④ 障がい児支援の強化 (平成 24 年 4 月 1 日施行)
⇒児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
⇒放課後型のデイサービス等の充実
- ⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実 (平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行)
⇒グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
⇒重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設 (個別給付化)
(その他) 事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

2 本計画の方向性

(1) 基本理念

本計画は、第5次長久手市総合計画の基本方針の1つである「人がいきいきとつながるまち」の達成を目標に、「長久手町第2次障害者基本計画（平成18年3月制定）」の掲げる基本理念を共有し、調和のとれた計画とするため「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画（平成21年3月制定）」の基本理念でもある「支え合う 思いやりのまち ながくて」を継承します。

(2) 基本的方向性

① 障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重と相談体制の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人等が必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市の地域生活支援事業の提供体制の確保に努めます。

また、障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利を守ることにより、自立した生活を送れるように相談体制の充実を図ります。

② 市を基本とする仕組みへの統一と3障がいの制度の一元化

障害福祉サービスについて、市を基本とする仕組みに統一するとともに、身体障害・知的障害・精神障害と障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化をより一層推進し、障害福祉サービスの充実を図ります。また、生涯を通して安心して暮らすことができるように、地域生活支援事業も含めサービスの充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人への自立支援の観点から、地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。身近な地域でのサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、NPO等によるインフォーマルなサービスなど、地域の社会資源を最大限に活用した、サービス提供体制の確保に努めます。

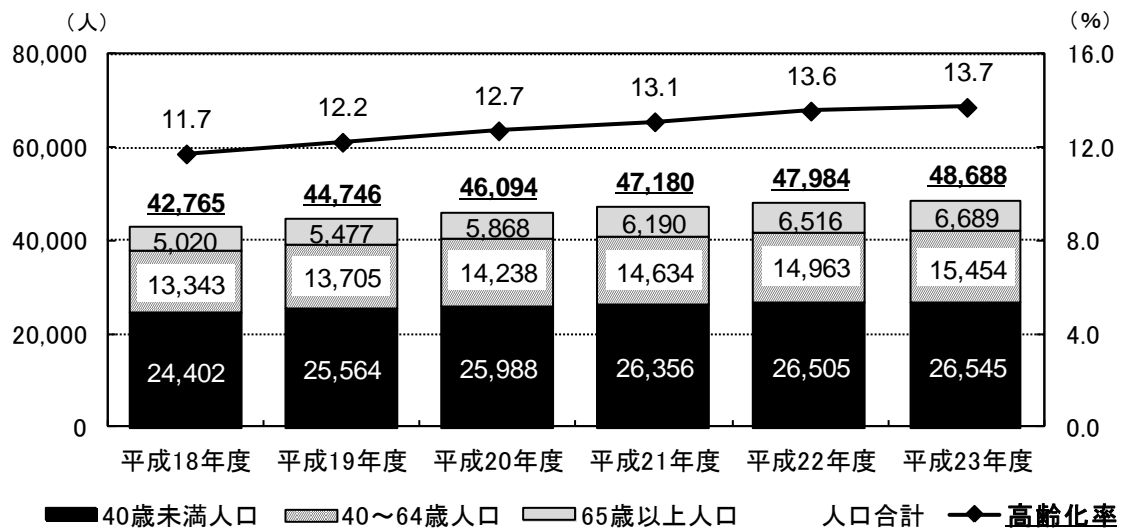
第3章 障がいのある人の現状

1 長久手市の障がいのある人の状況

(1) 長久手市の人口の推移

本市の総人口は継続して増加しています。総人口に占める65歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は平成23年度で13.7%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、加齢によって生じる障がいなどの防止対策が必要となることが考えられます。

■総人口と高齢化率の推移

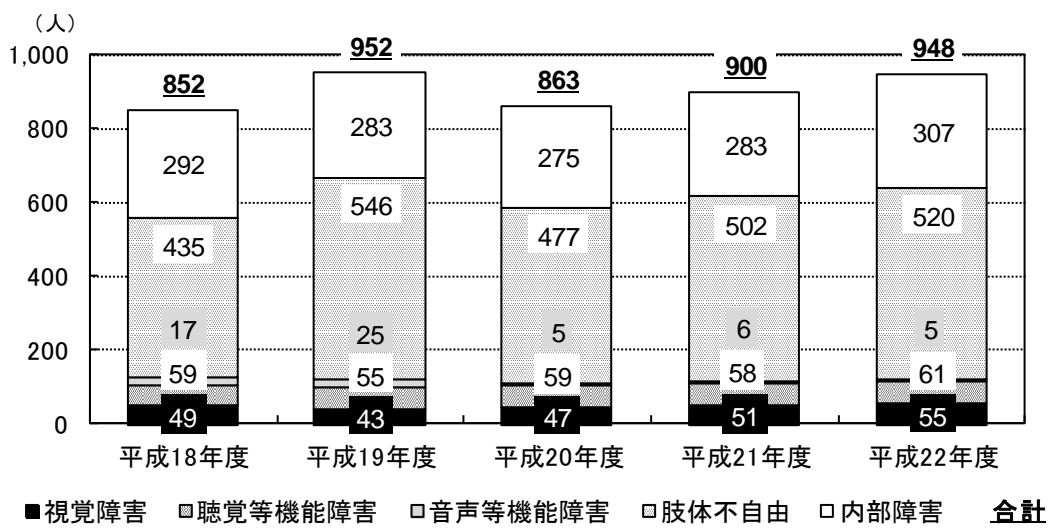


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 障がいのある人の推移

本市では、身体障害者手帳の手帳所持者は約半数を肢体不自由が占めており、ここ数年はやや増加傾向にあります。療育手帳の所持者は4割程度が重度であり、微増しています。精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者は半数以上が2級であり、自立支援医療（精神通院）受給者数とともに年々増加しています。ここ5年間で、身体障害者手帳所持者数は1割、療育手帳所持者数は2割の増加を示しています。また、特に精神障害のある人の増加率は高く、精神障害者保健福祉手帳所持者は8割増加、自立支援医療受給者数は4年前と比べ5割増加となっています。

■種別身体障害者手帳所持者数の推移



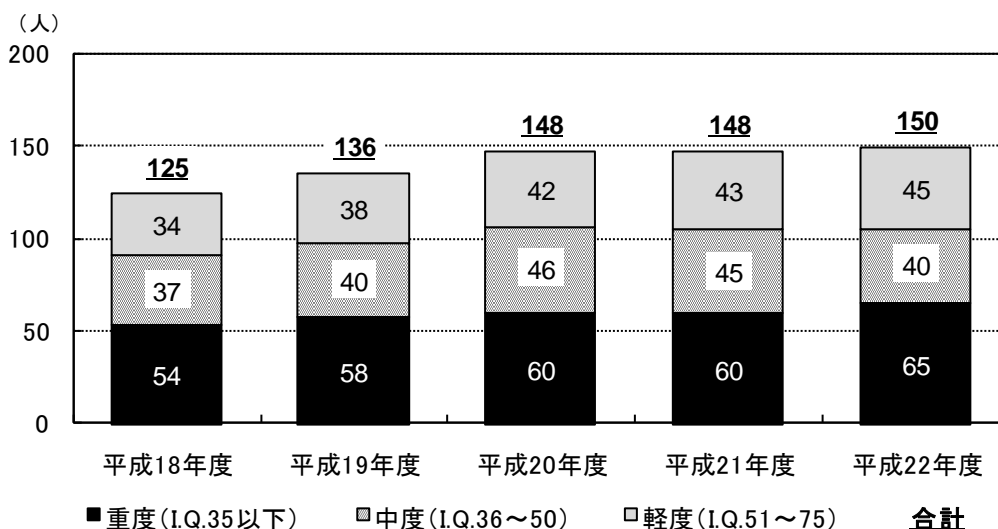
資料：市福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数（平成22年度末現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	20	7	6	4	15	3	55
聴覚・平衡機能障害	5	20	6	6	0	24	61
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	2	3			5
肢体不自由	93	99	126	131	54	17	520
内部障害	172	6	61	68	0	0	307
合計(人)	290	132	201	212	69	44	948

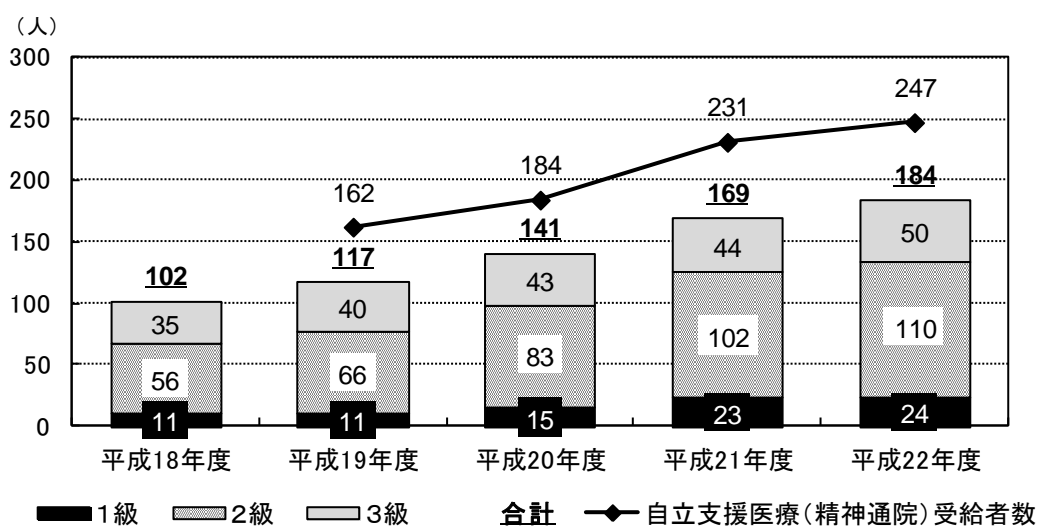
資料：市福祉課

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：市福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療受給者数の推移



※精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者数は重複している場合がある。

資料：市福祉課・保健医療課

■障がい種別障害者数と人口比の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口(人)	42,765	44,746	46,094	47,180	47,984
身体	852	952	863	900	948
人口比(%)	2.0	2.1	1.9	1.9	2.0
知的	125	136	148	148	150
人口比(%)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
精神	102	117	141	169	184
人口比(%)	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4

※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す。

資料：市福祉課

本市の近隣市町と比較すると、身体障害者手帳所持者が人口に対して最も多いのは、瀬戸市で、次いで豊明市となっています。療育手帳所持者も同様に瀬戸市となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、豊明市で最も多くなっています。

本市は近隣市町に比べて、身体障害者手帳所持者が最も少なくなっています。全国的に高齢化率が低い本市においては、高齢による身体機能の低下を要因とした、身体障害者手帳の取得が少ないことが予想されます。

■近隣市町との各種手帳所持者数

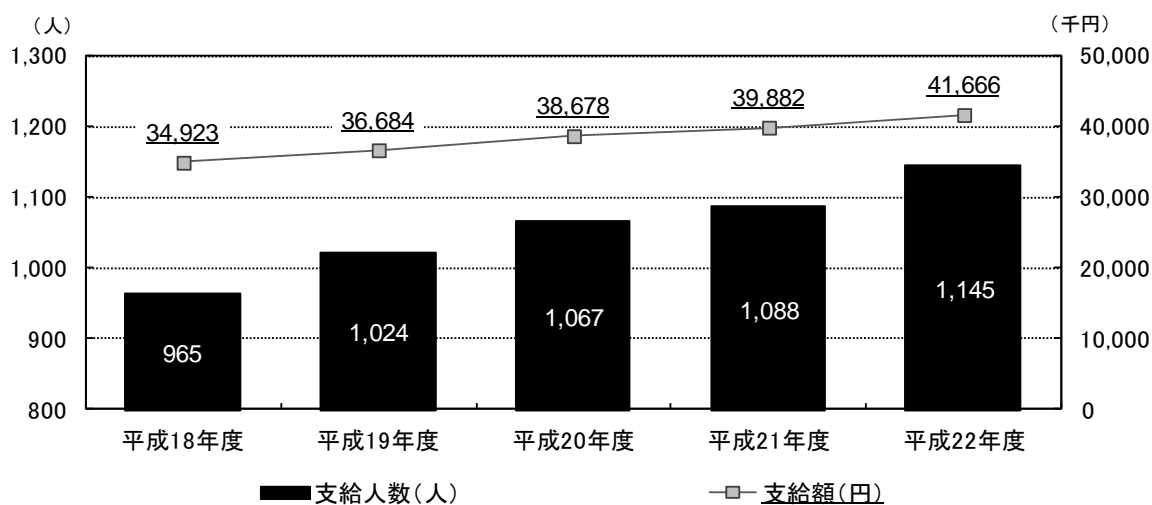
	総人口(人) 〔平成23年4月1日現在〕	身体障害者手帳 所持者数(人)	療育手帳 所持者数(人)	精神障害者保健福祉 手帳所持者数(人)
長久手市	48,688	948(1.9%)	150(0.3%)	184(0.4%)
瀬戸市	133,121	4,585(3.4%)	746(0.6%)	547(0.4%)
尾張旭市	81,507	2,081(2.6%)	368(0.5%)	274(0.3%)
豊明市	68,544	2,186(3.2%)	338(0.5%)	465(0.7%)
日進市	82,701	1,800(2.2%)	247(0.3%)	258(0.3%)
東郷町	40,902	982(2.4%)	177(0.4%)	184(0.4%)

※ () 内は総人口に占める割合手帳所持者の割合

資料：各自治体より提供

長久手市障害者手当の推移では、手帳所持者の増加にともない支給人数は増加傾向にあります。平成22年度には、支給人数が1,145人となり、支給額は4千万円を超えています。今後も、障害者手当の支給者ならびに支給額は増加していくことが予想されます。

■長久手市障害者手当実績



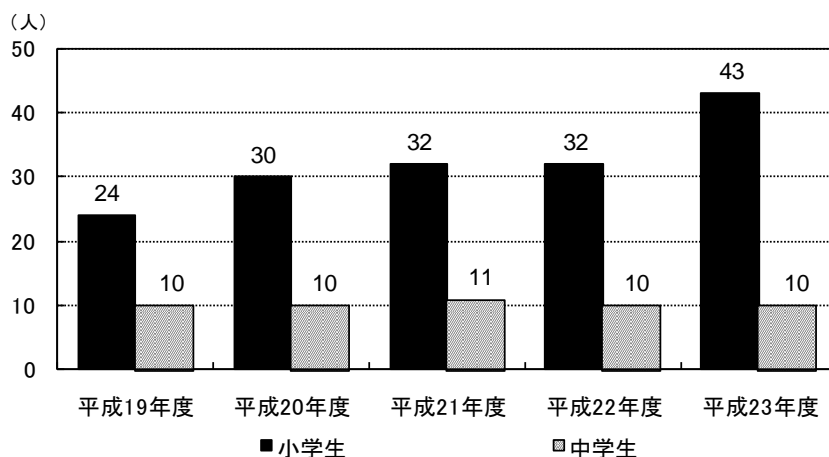
※各年度3月末の支給人数

資料：市福祉課

(3) 特別支援学級・学校の推移

特別支援学級について近隣市町との比較では、本市より人口が少ない東郷町で、小学生 38 人、中学生 18 人と多くなっています。また、日進市と比べても本市の特別支援学級在籍者が少ないことがわかります。

■特別支援学級在籍者数の推移（各年度 5 月 1 日現在）



資料：市教育総務課

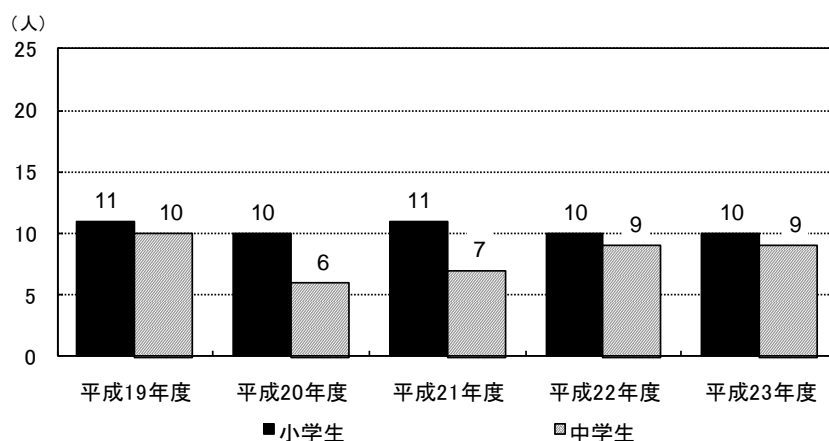
■近隣市町の特別支援学級在籍者数（平成 23 年 5 月 1 日現在）

	小学校(人)	中学校(人)	総人口(人) [平成 23 年 4 月 1 日現在]	特別支援学級在籍者数 人口に対する割合
長久手市	43	10	48,688	0.1089%
瀬戸市	80	42	133,121	0.0916%
尾張旭市	71	17	81,507	0.1080%
豊明市	50	18	68,544	0.0992%
日進市	79	44	82,701	0.1487%
東郷町	38	18	40,902	0.1369%

資料：各自治体より提供

本市の特別支援学校在籍者数は横ばいの推移となっており、毎年、20名前後の在籍者が通学しています。

■特別支援学校在籍者数の推移（各年度 5 月 1 日現在）



資料：市教育総務課

(4) 特別支援学校（高等部）卒業後の進路

本市の特別支援学校（高等部）の卒業生は、計画期間中において 12 人が予定されています。毎年 4 人前後の卒業が見込まれており、就労移行支援や生活介護等のサービス提供の拡充が求められます。また、卒業後の進路では、進学を希望するより一般企業への就労を希望している人が多く、障がいのある子の社会における活躍の場が求められています。

■特別支援学校（高等部）卒業生見込み人数

	卒業見込み人数(人)			合計(人)
	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	
長久手市	3	5	4	12

資料：市福祉課

■計画期間中における特別支援学校卒業後の進路希望

	進学	一般就労	福祉関係事業所	未定	合計(人)
長久手市	1	4	2	5	12

資料：市福祉課

2 アンケートからみた障がいのある人の状況

(1) 調査の目的

平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする「第 3 期障害福祉計画」策定の基礎資料とするため、身体、知的、精神に関わる障害者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を行いました。

(2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査客体	身体、知的、精神に関する障害者手帳をお持ちの方全員
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成 23 年 10 月 1 日
調査期間	平成 23 年 10 月 14 日～平成 23 年 10 月 28 日

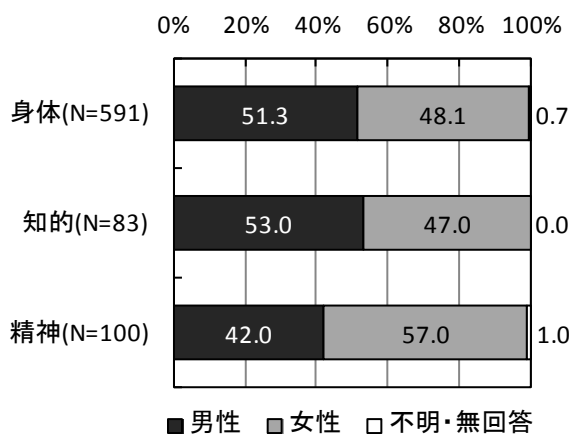
区分	配布数	回収件数	回収率	有効回答件数	有効回答率
障害者手帳所持者	1,236 件	783 件	63.3%	752 件	60.8%

(3) 調査の結果について（抜粋）

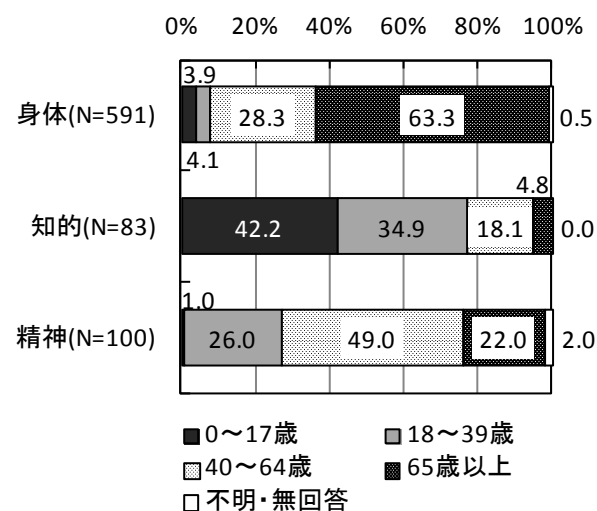
①回答者の属性

回答者の性別、年齢は以下の通りとなっています。身体障害のある人では 65 歳以上、知的障害のある人は 17 歳以下、精神障害のある人は 40～64 歳が多くなっています。

◆回答者の性別



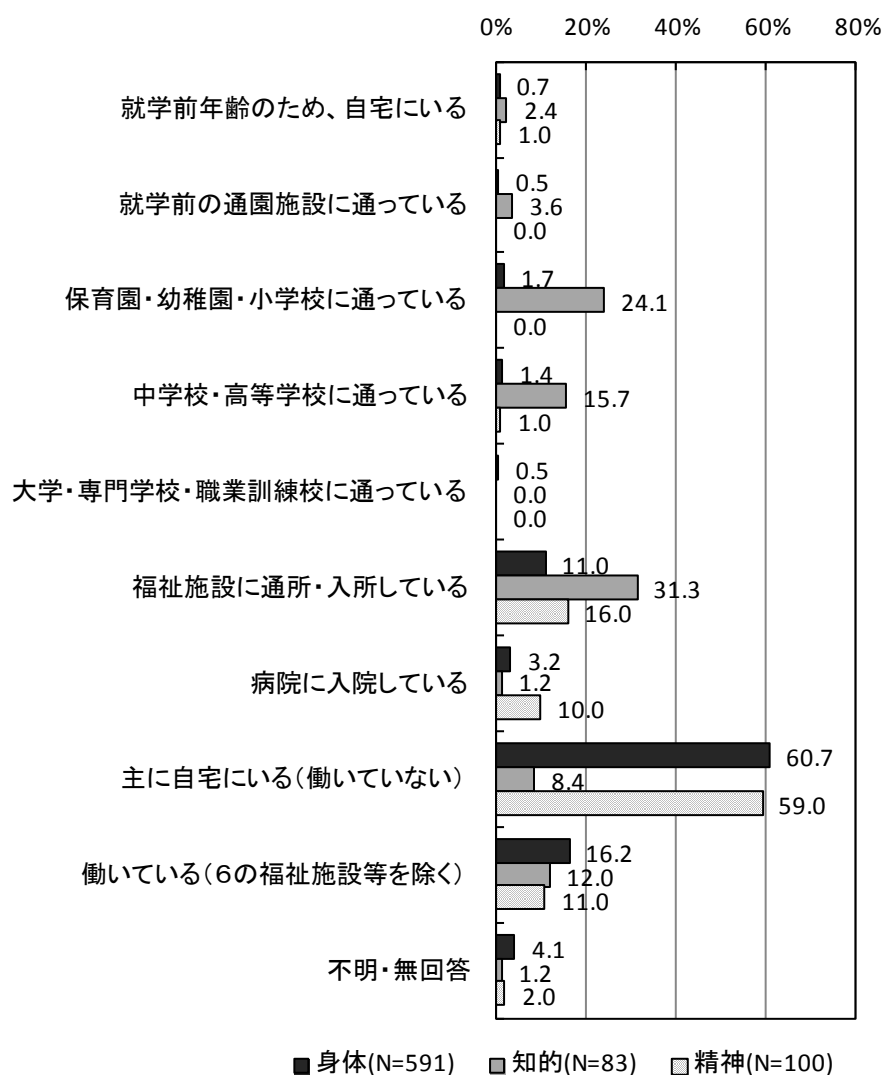
◆回答者の年齢



②平日の日中の暮らし方

平日の過ごし方では、身体障害、精神障害のある人はともに、「主に自宅にいる（働いていない）」が半数以上となっています。知的障害のある人は、「福祉施設に通所・入院」が約3割と高くなっていますが、年齢が若いため学校に通っているとする回答も高い傾向にあります。

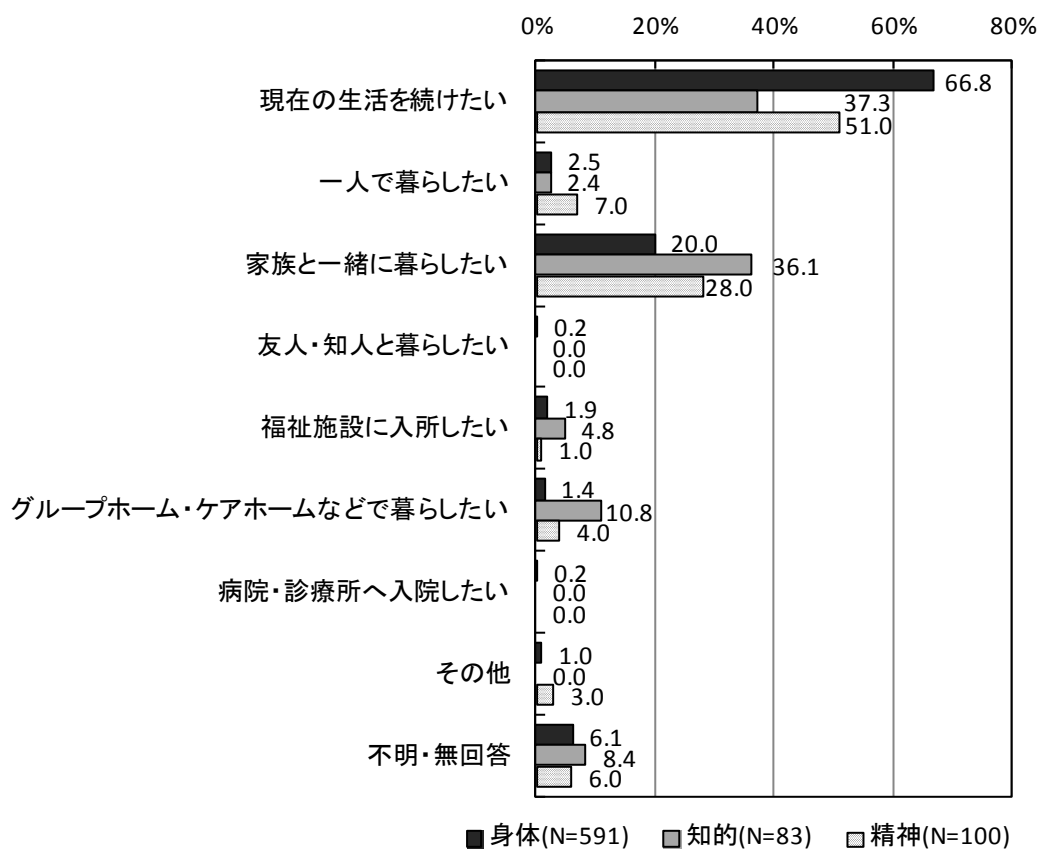
◆平日の日中、どのように暮らしていますか



③今後の暮らし方

障がいの種別を問わず、「現在の生活を続けたい」が最も高くなっています。特に、身体障害のある人では6割以上、精神障害のある人では半数以上と、現在の生活維持を望んでいる傾向にあります。また、知的障害のある人では、「家族と一緒に暮らしたい」「福祉施設に入所したい」「グループホーム・ケアホームなどで暮らしたい」が他の障がいと比べて高くなっています。精神障害のある人では、「一人で暮らしたい」が高い傾向にあります。

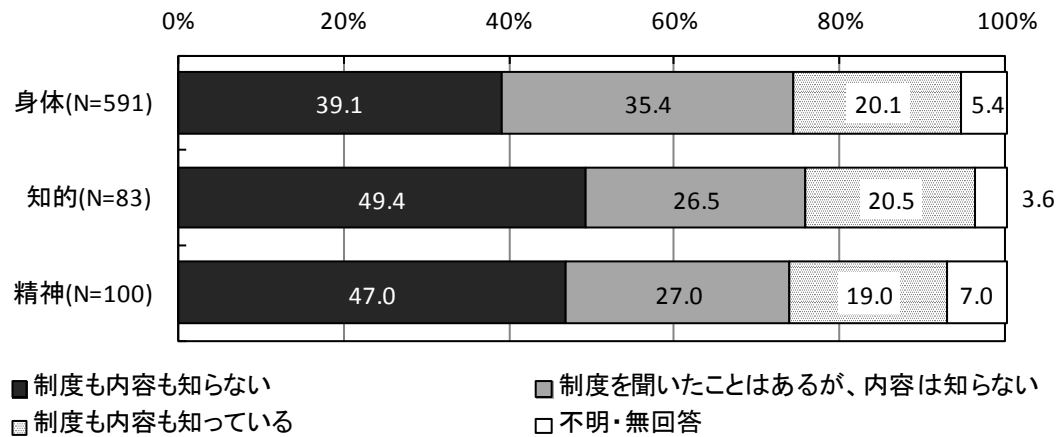
◆今後、どのような暮らし方を望まれますか



④成年後見制度について

障がいの種別を問わず、「制度も内容も知らない」「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた制度内容を知らない人は、7割以上となっています。判断能力が十分でない知的障害、精神障害のある人の権利や財産保護を目的とする制度の周知が求められます。

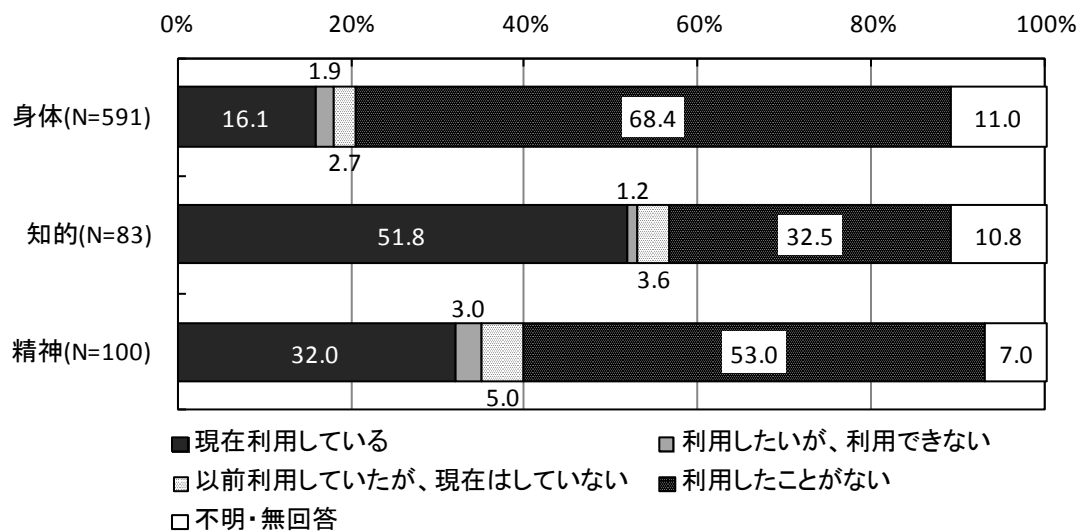
◆成年後見制度について知っていますか



⑤障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの利用状況は、知的障害のある人で「現在利用している」が51.8%とサービス利用が進んでいます。一方で、身体障害、精神障害のある人は「利用したことがない」が半数以上となっており、サービス利用に結びついていない状況がみられます。

◆障害者自立支援法による福祉サービスを利用していますか



障害福祉サービスの今後の利用意向では、障がいの種別を問わず、短期入所で「新しく利用したい」が高くなっています。

各障がいの種別にみると、身体障害のある人で自立訓練（機能訓練・生活訓練）と日常生活用具給付事業の利用意向が高くなっています。知的障害のある人では、身体障害、精神障害のある人と比べて、サービスの「利用を増やしたい」「新しく利用したい」と回答している人の割合が高く、なかでも日中一時支援の利用意向が高くなっています。精神障害のある人では、就労移行支援等が高くなっています。

◆障害福祉サービスの利用意向

		身体 (N=591)			知的 (N=83)			精神 (N=100)		
		利用を増やしたい	よい今のままで	新しく利用したい	利用を増やしたい	よい今のままで	新しく利用したい	利用を増やしたい	よい今のままで	新しく利用したい
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	1.9	6.6	1.9	1.2	6.0	1.2	1.0	2.0	5.0
	重度訪問介護	0.8	3.9	2.4	0.0	2.4	2.4	1.0	2.0	4.0
	行動援護	0.0	3.6	2.0	4.8	1.2	7.2	1.0	2.0	4.0
通所系	生活介護	1.2	7.3	2.0	0.0	9.6	1.2	2.0	6.0	1.0
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	2.2	5.6	3.2	2.4	2.4	8.4	2.0	2.0	6.0
	就労移行支援	0.2	3.2	1.9	0.0	3.6	9.6	2.0	3.0	6.0
	就労継続支援	0.2	2.9	1.0	1.2	6.0	8.4	1.0	3.0	7.0
	児童デイサービス	0.3	3.4	1.0	6.0	13.3	7.2	0.0	3.0	0.0
	短期入所 (ショートステイ)	0.7	4.2	4.6	4.8	7.2	16.9	1.0	1.0	4.0
入所系	共同生活援助 (グループホーム)	0.0	3.6	1.9	1.2	2.4	4.8	0.0	2.0	4.0
	共同生活介護 (ケアホーム)	0.2	4.7	1.5	2.4	4.8	6.0	0.0	2.0	3.0
	施設入所支援	0.2	4.1	1.4	1.2	8.4	3.6	0.0	3.0	2.0
地域生活支援事業	移動支援	0.7	4.4	2.7	6.0	6.0	9.6	1.0	3.0	3.0
	地域活動支援センター	0.5	4.1	2.2	6.0	8.4	8.4	2.0	2.0	6.0
	日中一時支援	0.8	3.7	4.2	9.6	30.1	6.0	0.0	3.0	4.0
	コミュニケーション 支援事業	0.7	2.9	0.7	1.2	4.8	1.2	0.0	2.0	1.0
	日常生活用具給付事業	2.2	7.1	2.7	3.6	9.6	2.4	2.0	3.0	1.0

単位：%

3 ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況

(1) 調査の実施

日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取り組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所に対し、ヒアリングシートを配布し意見募集を行いました。

また、ボランティア団体、当事者団体、事業所の各3団体には面談を実施しました。

(2) 面談実施

開催日時	
平成23年10月24日	ひとでの会、ゆび話の会、音楽工房 CON 勉強会、 精神障害者家族会ほっとクラブ 特定非営利活動法人NPO かわせみ
平成23年10月26日	障害者相談支援事業所おかげさん 特定非営利活動法人楽歩
平成23年10月28日	希望の会、長久手市身体障害者福祉協会

(3) 団体ヒアリングの結果について

ア ボランティア団体

(ア) 新規メンバーの加入や人材の確保

家族の就業等により比較的若い世代の会員が少なくなり、活動に取り組む人たちが高齢化しています。その結果、活発に活動することが難しい状況になってしまうため、人材の確保も含め活動の活性化が望まれます。

(イ) コミュニケーションや交流の促進

情報交換及び入手の場でもある他のサークルや団体等との交流が少なく、コミュニケーションを図ることが難しい状況です。各種団体間の交流を促進することが必要かと思われます。

(ウ) 情報の取得

インターネット等の普及により情報の取得が行いやすくなった一方で、誤った情報の取得が増えています。今後は、情報を適切に得る等対策が望まれます。

イ 当事者団体

(ア) 会員の高齢化と活動の消極化

新規会員が増えず高齢化が進んでいます。また、過去の実施状況等から通例行事を実施する傾向があり、活動がパターン化しています。今後の活動方針も踏まえた対策が望まれています。

(イ) 就労先の確保

卒業後の就労先が少なく、障がいのある人の就労・社会参加の機会が少ないです。福祉的就労先等社会参加できる対策が望まれています。

(ウ) 緊急時の対応

保護者の高齢化の進行等により、保護者が病院へ入院した際など緊急時に利用できるサービスについて、地域の社会資源等を活用するとともに、各種団体との連携強化等の対策が望まれます。

(エ) 相談窓口の充実

障がいについて困ったことがあった時、まずどこに相談すればよいかわからない方々があります。障害者相談支援事業の周知を促進することが必要と思われます。

ウ 事業所の意見

(ア) サービスの充実

短期入所や就労・社会参加の機会のある場である就労継続支援事業所、地域で生活するために活用する共同生活介護等各種サービスの整備について、地域の社会資源等を活用するとともに、各種団体との連携を強化する等対策が望まれます。

(イ) 事業所間や行政との連携強化

事業所間で意見交換等を行い、障がいのある人を取り巻く環境の問題点を協議、共有する場について、障害者自立支援協議会の活用等対策が望まれます。

4 長久手市の課題

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下の通りにまとめ本計画の取組みの方向性としてします。

① 障がいのある人が暮らしやすい環境づくり

障害者基本計画をはじめ、障がいのある人が地域で生活していくための環境整備に取り組んできましたが、今後、さらなる充実が求められています。特に身体障害、精神障害のある人は、自宅にすることが多く人とのつながりが稀薄化していることが懸念されます。

また、リニモやNーバス（コミュニティバス）などの公共交通機関の利便性の向上や地域での移動手段の確保など、外出しやすい環境づくりと、気軽に交流できる場や機会を設け、同じ境遇にある家族同士や当事者同士の交流の促進が求められます。また、障がいを理由としたコミュニケーションの阻害要因を無くし、気軽に意思疎通が図れる環境が必要となっています。

② 緊急時でも対応できるサービス提供体制の確保

障がいのある子を持つ親の高齢化が進行しています。病気やけが等による入院時には、一時的に預けられる場所が必要であり、市内には緊急時に預けられる事業所の確保が未だ不十分な状況となっています。いざという時に障がいのある子を持つ親たちの不安解消にむけ、短期入所（ショートステイ）等の提供事業所の確保が求められています。

また、災害などの緊急時においては、障がいのある人をはじめとした災害弱者に対し、適切な援助を迅速に行うため、災害時要援護者台帳の登録の推進が重要です。日頃から地域での実状を把握するとともに、緊急時の安否確認や地域での見守り活動、障がいにあわせた情報伝達体制の整備を行い、安心して暮らせる地域づくりが大切です。

③ 適切な医療の提供

いつまでも健康に過ごすため、障がいの有無に関係なく、健康の保持や増進を図る保健・医療の充実は生活を支えていく上で重要です。障がいの早期発見・早期治療のほか、障がいの予防は、保健・医療対策の基本となります。保健・医療・福祉が連携し、障がいのある人が自立し、社会経済活動への参加や、心身の障がいの状態の改善を図るため、適切な医療が受けられる環境づくりが重要です。

④ 障がいのある人への就労支援

障がいのある人の就労は、いまだ進んでいない状況にあります。特に精神障害のある人では、病気の発症は若い世代からが多く、働き盛りにおいて就労に結びついていない状況にあります。

また、一度退職した後の再就職先の確保が難しいなど課題も多くあります。

就労は障がいのある人が社会とのつながりを持てる場でもあり、家族介護者への負担軽減にもつながります。就労を希望する障がいのある人の就労先の確保と、就労に必要な訓練を受けられる事業所の確保が重要となっています。

⑤ 相談窓口の充実

「障がい判明した時にどこに相談したら良いのかわからない」「窓口を広く啓発してもらいたい」等、当事者やその家族が相談できる窓口の充実が求められています。サービスや支援を受けたいときにどこに相談すべきなのか明確にし、利用者が困らないための対応が求められています。また、障がいにより意思疎通が難しい人において、気軽に相談できる環境づくりが必要となっています。

⑥ 事業所への支援と連携の強化

事業所の意見として人材の確保や育成についての課題が多くみられています。報酬の低さ等から職員の定着に至らない状況があり、サービス提供事業所の運営において人材の確保は大きな課題となっています。

また、本市の障害福祉サービスをより充実させるため、サービス提供事業者との情報交換や発信等を通じ連携を強化し、本市の障がい福祉を支える体制づくりが重要です。

第4章 サービス見込量と確保の方策

1 計画の数値目標

(1) 国の指針

国の指針では、第3期障害福祉計画においても、前回計画と同様に、「福祉施設入所者の地域生活への移行」「入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」の3つに関して平成26年度末を目標とする数値目標を設定することのほか、新たに2つの目標を設定することが以下のように示されています。

〔1. 福祉施設入所者の地域生活への移行〕

項目	基準時点	終了時点 (目標年度)	数値目標	備考
地域移行者数	平成17年 10月1日	平成26年度末	3割以上	児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する
入所者の削減数			1割以上減	

〔2. 入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行〕

項目	基準時点	終了時点 (目標年度)	数値目標	備考
1年未満入院者の平均退院率	平成20年 6月30日	平成26年度末	7%相当増	都道府県にて目標値設定
5年以上かつ65歳以上の退院者数	直近の状況		2割増	

〔3. 福祉施設から一般就労への移行〕

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成17年度移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。

〔4. 就労移行支援事業の利用者数〕

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。

〔5. 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合〕

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。

(2) 長久手市の目標値

第3期障害福祉計画においては、「福祉施設入所者の地域生活への移行」「入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」の3つに関して平成26年度末を目標とする数値目標のほか、新たに2つの数値目標について、前ページの国の指針に準じて以下のように設定します。

〔1. 福祉施設入所者の地域生活への移行〕

項目	数値
平成17年10月1日時点の施設入所者数 (A)	15人
平成26年度末の施設入所者数 (B)	8人
【目標値】削減見込 (A-B)	7人 (4割)
【目標値】地域移行者	5人 (3割)

〔2. 入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行〕

項目	数値
1年未満入院者の平均退院率	
5年以上かつ65歳以上の退院者数	

〔3. 福祉施設から一般就労への移行〕

項目	数値
平成17年度の年間一般就労移行者数	1人
【目標値】平成26年度までの一般就労移行者数	4人 (4倍)

〔4. 就労移行支援事業の利用者数〕

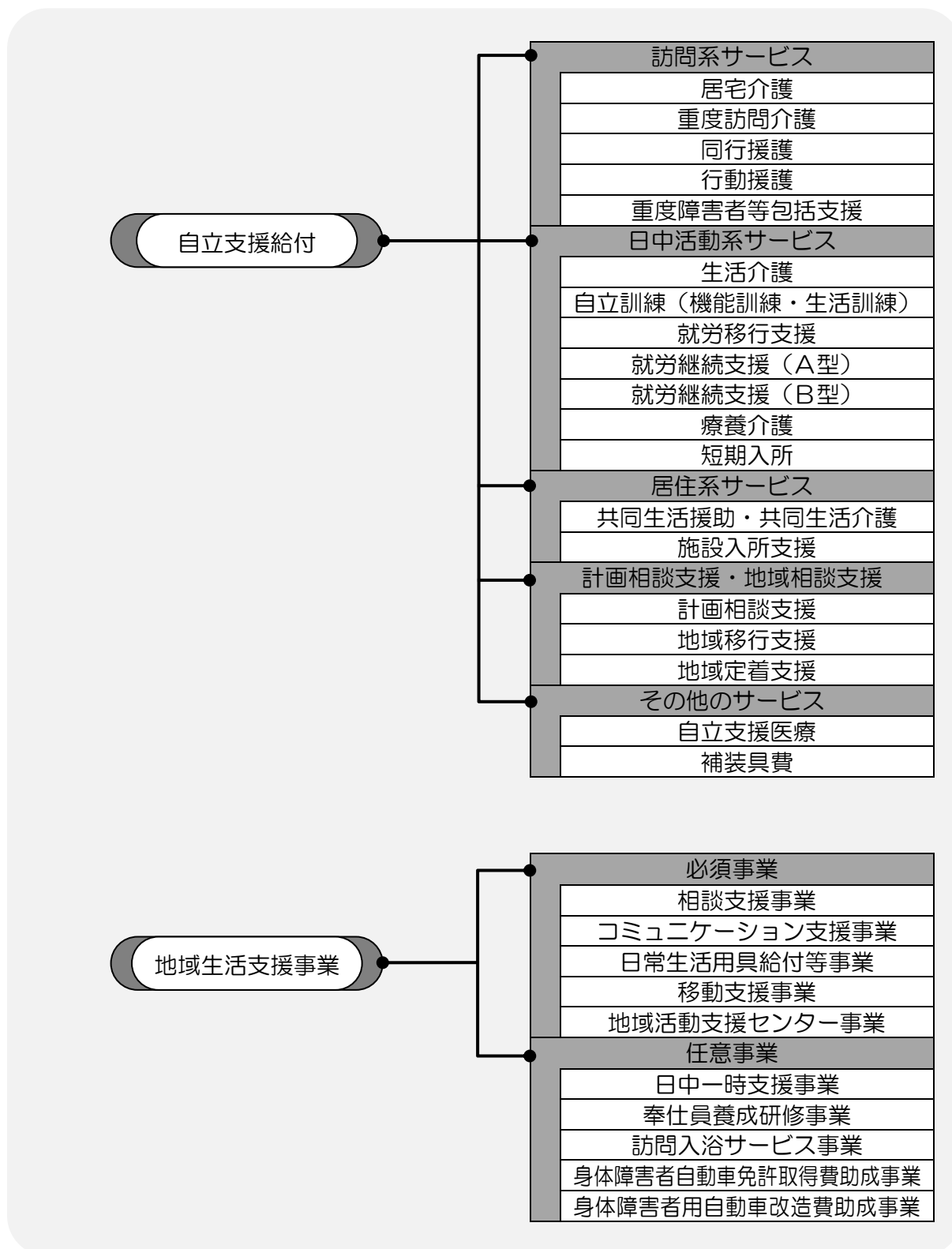
項目	数値
平成26年度末の福祉施設利用者数	114人
【目標値】平成26年度までの就労移行支援事業の利用者数	23人 (2割)

〔5. 就労継続支援 (A型) 事業の利用者の割合〕

項目	数値
平成26年度末の就労継続支援 (A型) 事業の利用者 (A)	25人
平成26年度末の就労継続支援 (B型) 事業の利用者	29人
平成26年度末の就労継続支援 (A型+B型) 事業の利用者 (B)	54人
【目標値】平成26年度末の就労継続支援 (A型) 事業の利用者の割合 (A) / (B)	4割

2 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの体系図



(2) 自立支援給付の見込みと確保の方策

【訪問系サービス】

①訪問系サービス内容と事業所数

サービス	内 容		
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。		
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。		
同行援護 (23年10月事業開始)	視覚障害により、移動に著しく困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報(代筆、代読含む)等の支援、その他危険を回避するために必要な支援を行います。		
行動援護	知的障害又は精神障害により行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に必要な支援や外出時における移動中の介護等、必要な支援を行います。		
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。		
市内の事業所数(平成24年度以降)			
居宅介護	： 5か所	行動援護	： 一 所
重度訪問介護	： 4か所	重度障害者等包括支援	： 一 所
同行援護	： 2か所		

※市内に無い行動援護、重度障害者等包括支援事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。

②実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス 合計	人	41	50	50	60	67	74
	時間	1,203	1,504	1,860	2,349	2,823	3,387
居宅介護	人	36	44	46	50	54	58
	時間	854	1,160	1,413	1,640	1,890	2,175
重度訪問介護	人	5	6	4	5	6	7
	時間	349	344	447	629	838	1,079
同行援護	人	—	—	—	3	5	6
	時間	—	—	—	22	37	46
行動援護	人	0	0	0	2	2	3
	時間	0	0	0	58	58	87
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

訪問系サービスは、それぞれの障がいのある人の在宅生活を支援し、自立した日常生活、又は社会生活を営む基盤として重要なサービスです。アンケート調査結果によれば、平日の日中の暮らし方では「自宅」と回答した人が最も多く、利用ニーズは高いといえます。障害者自立支援法の改正により、発達障害のある人も対象となることが明確化されたことや、これまでの実績においても、前回計画値を上回って推移していることから、サービス提供量の確保が必要となります。

また、サービス事業者への継続的な指導・助言等により、今後も、施設入所者の地域生活移行を図り、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供の確保に努めます。

そのほか、平成23年10月より事業開始された同行援護により、視覚障害のある人も外出をしやすい環境をつくり、地域交流を推進します。

重度障害者等包括支援については、県内に事業所が少なく、過去の実績についても利用がないため、サービスは見込まれていません。しかし、利用意向が高まった場合、他市町と連携し、サービスの確保を図ります。

【日中活動系サービス】

①日中活動系サービス内容と事業所数

サービス	内容		
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要するものに対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。		
自立訓練（機能訓練）	主に身体障害のある人を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。		
自立訓練（生活訓練）	主に知的障害または精神障害のある人を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。		
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。		
就労継続支援（A型）	特別支援学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。		
就労継続支援（B型）	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。		
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。		
短期入所	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。		
市内の事業所数（平成 24 年度以降）			
生活介護	： 3か所	就労継続支援（A型）	： 1か所
自立訓練（機能訓練）	： 一 所	就労継続支援（B型）	： 3か所
自立訓練（生活訓練）	： 一 所	療養介護	： 一 所
就労移行支援	： 1か所	短期入所	： 2か所

※市内に無い自立訓練（機能・生活）、療養介護事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。

②実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	人	11	21	24	28	31	34
	人日	149	275	425	494	551	595
自立訓練（機能訓練）	人	1	0	0	1	1	2
	人日	5	0	0	5	5	10
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	22
就労移行支援	人	6	9	13	15	18	23
	人日	85	127	190	220	266	316
就労継続支援（A型）	人	1	4	10	22	24	25
	人日	19	40	210	462	504	525
就労継続支援（B型）	人	4	6	8	13	25	29
	人日	61	84	116	273	525	609
療養介護	人	0	0	0	1	1	2
	人日	0	0	0	30	30	61
短期入所	人	9	16	14	20	29	41
	人日	31	35	42	53	67	84

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

アンケート調査結果では、新しく利用したい障害福祉サービスとして「短期入所」が高くなっており、在宅で障がいのある人がいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭等による一時的に入所利用できる場の確保が求められています。団体ヒアリングの結果においても同様の意見が出ており、短期入所の確保は急務となっていることから、身近で利用できる短期入所の確保に向けた支援を推進します。また、長久手市障害者自立支援協議会においても同様の検討が行われています。

知的障害、精神障害のある人で「就労移行支援」や「就労継続支援」の利用意向も高く、平成23年度に就労継続支援事業所（A型）が事業開始、平成24年度以降には就労継続支援事業所（B型）が事業開始を予定しており、今後も働き盛りの世代を家で過ごすことなく、積極的に社会と関われる環境づくりを目指します。

障がいのある人の自立した生活を実現するにあたっては、障がいのある人を支える介護者への支援となるサービス提供の充実のほか、適切に必要な訓練や就労支援を受けることができるよう、施設の確保とサービス内容の充実に努め、在宅生活を支援します。

【居住系サービス】

①居住系サービス内容と事業所数

サービス	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主として夜間の共同生活を行う住居として、相談その他日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に対し、主として夜間の共同生活を行う住居として、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間の入浴、排せつ及び食事等の介護や必要な日常生活上の支援を行います。
市内の事業所数（平成 24 年度以降）	
共同生活援助	： 一 所
共同生活介護	： 1 か所
施設入所支援	： 一 所

※市内に無い共同生活援助、施設入所支援事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。

②実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	人	1	3	3	8	10	13
施設入所支援	人	3	11	12	11	10	8

※平成 23 年度は 4 月から 9 月の利用実績から算出。

③今後の方策

障がいのある人を支える家族の高齢化が進行しており、親亡き後の生活を不安に思う人が増えています。不安を解消し、安心して任せられるよう、障がいのある人の生活の場の確保に努めます。

居住系サービスの利用状況は、年々利用者が増加しており、今後も需要が高まることが予想されます。共同生活援助や共同生活介護は、地域の生活の場としての期待が高まることが考えられるため、平成 24 年度には共同生活介護の事業開始を予定しています。

今後も福祉施設等の社会資源の活用により、安心して暮らせる居住系サービスの提供を目指します。

【計画相談支援・地域相談支援】

①計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

サービス		内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等)を行います。
地域相談支援 (24年度事業開始)	地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している人等が地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。
市内の事業所数(平成24年度以降)		
計画相談支援	: 1か所	地域定着支援 : 1か所
地域移行支援	: 1か所	

②実績と見込量(1月当たり)

サービス種別	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(目標)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	0	0	0	5	11	16
地域移行支援	人	—	—	—	1	1	2
地域定着支援	人	—	—	—	1	2	4

③今後の方策

計画相談支援は、平成24年度から国の政策により対象者の拡大がされます。

また、平成24年度から、新たに入所施設等から地域生活移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」が制度化されることから、対象者の把握に努めるとともに、適切な相談支援の実施に努めます。

【その他のサービス】

①その他サービスの内容

サービス	内容
自立支援医療	障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には1月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。
更生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できるものを対象とします。
育成医療	身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できるものを対象とします。
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、またはその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象とします。
補装具費の支給	身体障害のある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。

②実績（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）		
		21年度	22年度	23年度（推計値）
更生医療	人	56	57	58
精神通院医療	人	231	247	360
補装具費	人	33	42	58

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。なお、計画策定の必須項目ではないことから、目標値は設定しません。

③今後の方策

障害者手帳の取得時や更新時等において、障がいのある人もしくはその家族に制度の周知を行うなど、自立した生活が送れるように支援します。

また、見込みを上回る利用意向があった場合でも、随時対応していきます。

(3) 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

【相談支援事業】

①相談支援事業内容

サービス	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
地域自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を、指定相談支援事業所への委託等により配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。（法改正により必須事業となりました。）

②実績と実施の有無

サービス種別	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者相談支援事業	1か所			1か所		
地域自立支援協議会	設置済			設置済		
市町村相談支援機能強化事業	—	—	—	実施		
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	実施			実施		

③今後の方策

障害者相談支援事業については、市内に1か所の相談支援事業所に委託し実施していますが、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、相談機能の強化等を目的として、基幹相談支援センターの設置を推進します。

また、平成24年10月から施行される障害者虐待防止法により、市町村に虐待防止や早期発見等を担う障害者虐待防止センターの設置が求められていることから、センター機能を担う機関についても、関係機関と調整等行います。そのほか、障害者自立支援協議会を活用し、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等の実施や、困難事例への対応のあり方について協議、調整など行います。

本市では、障がいのある人の権利を守るため、平成23年10月に設立された尾張東部成年後見センターを中心に、成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人の権利を守ります。

住宅入居等支援事業は、現在実施していませんが、今後の利用者のニーズに応じ、他のサービスとの調整を図りつつ、検討していきます。

【コミュニケーション支援事業】

①コミュニケーション支援事業内容

サービス	内容
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣をします。
具体的な事業内容	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

②実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度 （推計値）	24年度	25年度	26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	5	7	10	11	13	15
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	1	1

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

障がいによる意思疎通を図ることが難しい人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者設置事業について、利用状況等を見極め配置に向けて調整を行っていきます。そのほか、市役所や公共機関等をはじめとした窓口に設置している「耳マーク」を推進し、窓口サービスの向上を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、見込を上回る利用意向があった場合、随時対応してまいります。

【日常生活用具給付等事業】

①日常生活用具給付等事業内容

サービス	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
対象用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がい児の訓練いすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ装具などの障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとともなうものです。

②実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度 （推計値）	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	件	5	0	0	2	3	5
自立生活支援用具	件	4	3	6	4	5	6
在宅療養等支援用具	件	4	1	4	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件	1	4	2	2	3	4
排泄管理支援用具	件	363	404	488	503	518	533
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	0	0	0	1	1	2

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

日常生活用具給付等事業は、在宅の重度障がいのある人等に対し、自立した生活が送れるよう支援し、地域移行を推進する事業です。

今後は障がいの特性に合わせ、障害者手帳の取得時や更新時において、障がいのある人もしくはその家族に用具の給付等の周知を行うなど、自立した生活が送れるよう支援します。

また、見込を上回る利用意向があった場合でも、随時対応していきます。

【移動支援事業】

①移動支援事業内容

サービス	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

②実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度 （推計値）	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	箇所	4	4	3	3	3	3
	人	58	60	60	62	64	66
	時間	743	649	962	998	1,034	1,070

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障がいのある人等が、外出するための支援を行う事業であり、障がいにより外出が難しい人たちの外出のきっかけづくりとして、事業の促進を図ります。また、障がいのある人の自立生活及び社会参加を促すため、事業の周知等を行います。

【地域活動支援センター事業】

①地域活動支援センター事業内容

サービス	内容
地域活動支援センター事業	地域活動センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

②実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度（推計値）	24年度	25年度	26年度
基礎的事業	箇所	3	3	2	2	2	2
	人	40	42	49	53	57	62
機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	14	11	11	13	15	17

※平成23年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

本市では、障がいのある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するため、機能強化事業を東郷町や豊田市にある事業所に委託して実施しています。

精神障害のある人からの相談に応じ、必要な情報等を提供することや、各種福祉サービスの利用調整等必要な援助を行う機能強化事業を推進します。

また、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供に取組み、社会との交流促進の場の提供を検討していきます。

【その他の事業（任意事業）】

①その他の事業（任意事業）内容

サービス	内容
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人を対象に、施設等で活動の場を提供します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
身体障害者自動車免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障害のある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障害のある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

②実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（目標）		
		21年度	22年度	23年度 （推計値）	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	人	70	80	84	104	107	110
奉仕員養成研修事業	人	13	9	10	13	14	15
訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2	3	4
身体障害者自動車 免許取得費助成事業	人	0	0	1	1	1	2
身体障害者用自動車 改造費助成事業	人	3	1	1	2	2	3

※平成23年度は4月から6月の利用実績から算出。

③今後の方策

今後もサービスの充実を図っていくとともに、事業所と連携しつつ、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。

日中一時支援事業については、利用実績が増加傾向にあり、今後も利用が見込まれます。一方で、利用時間の上限が課題となっていますので、長久手市障害者自立支援協議会での検討結果等踏まえ、平成24年度から利用時間の拡大を実施し、事業の充実を図っていきます。

第5章 計画の推進体制

1 障害福祉計画の推進

(1) 推進体制

障害福祉計画は、障がいのある人を対象とした障害福祉サービスの進むべき指針を明らかにするものです。本市では、「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画策定委員会」や「長久手市障害者自立支援協議会」等を活用し、その内容を広く市民に啓発していきます。

(2) 評価体制

障がい者関係団体との意見交換の実施等を通じて施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。また、長久手市障害者自立支援協議会において、障害福祉計画におけるサービスの実績や、地域生活移行の進捗状況等確認し、その結果に基づいて助言や所要の対策を検討します。

(3) 連携と協力の確保

効果的・総合的な施策の推進を図るため、関係行政機関の間の施策連携を強化します。地域における総合的・計画的な施策の推進を図るため、市町村単位で実施が困難な事業については、障害福祉圏域でのサービスの基盤整備を推進します。

また、障がい者関係団体、NPO法人等民間団体、事業者団体等と連携し、障がいのある人のニーズに沿ったより良い各種サービスの提供を推進します。

(4) 市民参加の促進

本計画策定時及び策定後も、サービスを利用する障がいのある人のニーズを適切に把握し、事業の展開を推進します。また、サービスの基盤整備にあたっては、地域住民の理解が不可欠であり、障がいのある人のみならず地域住民や企業、大学や学生ボランティア等の幅広い参加を求め、啓発・広報活動を積極的に進めます。

(5) 情報提供について

新しい施策や制度、事業等について情報提供を行い、サービスを必要としている人たちへ適切な情報の発信を図ります。また、障がいのある人が地域生活を送るうえでの不安や心配ごとを解消するため、関係各課や事業所、関係機関との連携や情報交換等の協力体制を強化し、相談に来た人への適切な情報提供や支援を行います。